東京海上ホールディングス株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 コード番号 8766 問合せ先 経営企画部 部長 (東京海上日動火災保険株式会社広報部常駐) 八幡 俊洋(TEL.03-5223-3212)

## 当社子会社(BCC)とグリーンシル社との取引について(続報)

東京海上ホールディングス株式会社(社長 グループCEO 小宮 暁、以下「当社」)は、当社子会社であるオーストラリア所在の保険代理店The Bond & Credit Company Co.社(以下「BCC」)に関連するグリーンシル社との保険取引関係につきまして、以下のとおりお知らせします。なお、現時点において、当社の2021年度通期業績への影響は認められず、また、今後の当社の業績への影響につきましても引き続き限定的と考えております。

2021年3月23日付当社ニュースリリース

https://www.tokiomarinehd.com/release\_topics/release/l6guv300000c563-att/20210323\_j.pdf

2021年6月30日付当社ニュースリリース

https://ssl4.eir-parts.net/doc/8766/tdnet/1995574/00.pdf

当社は、オーストラリア所在の子会社である BCC を取扱代理店とするグリーンシル社との保険取引関係につきまして、2020 年以降詳細な調査を実施してまいりました。引き続き調査は進行中ですが、現時点までの調査の結果に基づき、少なくとも 2018 年 9 月以降の保険取引につきまして、保険引受の際の重要事項に関して、グリーンシル社から BCC に対して意図的に虚偽の申告が行われたこと、また、保険引受時、更新時や契約内容変更時に際して、グリーンシル社から BCC に対して意図的に重要事項が告知されなかったことが明らかになりました。そのような重要事項の虚偽申告や不告知は BCC が東京海上日動火災保険株式会社豪州支店の引受代理店となった 2019 年 7 月 1 日以降も継続され、また、2020 年 7 月以降の BCC からグリーンシル社に対する再三にわたる重要事項の開示要請や取引が無効になり得る旨の通知にもかかわらず、現時点においても続いております。

上記の意図的な虚偽申告および不告知等の情報開示義務違反を踏まえ、当社はグリーンシル社および取引 関係者に対して保険取引が始期に遡り無効である旨を本日通知しました。

当社は、グリーンシル社との保険取引に起因する保険金請求事案、および、現在オーストラリアの裁判所に提起されております Insurance Australia Limited 社およびその保険代理店であった BCC に対する訴訟事案におきましても、当社の立場を適切に主張してまいります。

なお、現時点において、当社の2021年度通期業績への影響は認められず、また、今後の当社の業績への影響につきましても、引き続き限定的と考えております。